

TAIYO吊り天秤 取扱説明書

1.はじめに

- ◆ご使用の前に、この取扱説明書を必ずお読み頂き、内容をよくご理解頂いたうえで、ご使用ください。
また、必要と思われる部署や現場には必ず配布し、必要な場合にはいつでも参照できるようにしておいてください。
- ◆この取扱説明書にある項目は、危険の程度によって次の2段階に区分しています。

 危険	取扱いを誤った場合に、危険な状況となり、使用者が死亡または重傷を負う可能性が高いと考えられる場合。
 注意	取扱いを誤った場合に、危険な状況となり、使用者が傷害を負う可能性、または物的損害の発生が考えられる場合。

◆尚、『注意』に記載した事項でも、取扱い方法によっては、『危険』と同じ状況になる場合があります。

2.ご使用にあたって

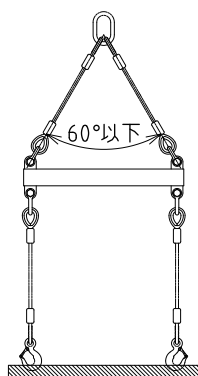
危険

- ◆玉掛け作業は労働安全衛生法に定められた有資格者が行ってください。
- ◆使用荷重を確認し、使用荷重以下の荷重で使用してください。
使用荷重を超えて使用しますと事故の原因となります。また衝撃荷重を掛けないでください。
- ◆使用前点検で外観上不具合や各部に異常がないか調べてください。異常がある場合はご使用にならないでください。
点検要領及び廃棄基準については「TAIYO吊り天秤 点検要領及び廃棄基準」を参照してください。
- ◆上部及び下部（側面方向）の吊り角度は60°以下で使用してください。
- ◆吊り上げ時は天秤・吊り荷の下に入らないでください。落下・揺れが発生した場合、事故・怪我等の原因となります。
- ◆極端な偏荷重で使用しないでください。
大きく傾いた状態で使用されますと、事故・破損等の原因となります。また、吊り荷が落下する恐れがある為、危険です。
吊り荷を吊り上げて移動させる時は、なるべく天秤本体が水平の状態でご使用ください。
- ◆強度低下及び安全の低下を防止する為、下記の様な改造は行わないでください。
1. 機械加工等の追加、改造 2. 溶接 3. 熱処理 4. めっき処理 等
- ◆想定していない下記の様な箇所で使用しないでください。
1. 高温雰囲気（200℃以上） ※対象は天秤本体と標準付属品（シャックル）
2. 溶接作業周囲 3. 腐食性雰囲気（酸、アルカリ等） 4. 水中 5. 寒冷地で衝撃のかかる箇所 等
- ◆使用方法については下記の図に基づき使用してください。

【正しい使い方】



上部吊り角度60°以下



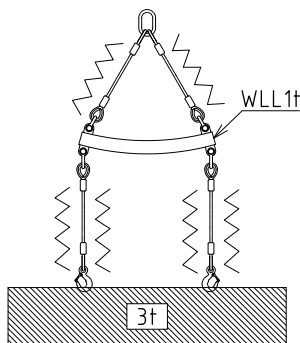
側面方向
下部吊り角度60°以下



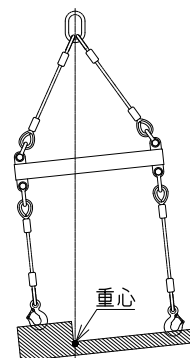
【誤った使い方の例】



使用荷重以上



極端な偏荷重



注意

- ◆製品の投下、放り投げ、ハンマー等で強く叩く、重量物の下敷き等を行わないでください。

日常点検 使用前に行う点検
定期点検 定期的に行う点検で、使用頻度によって異なるが、原則として1ヵ月ごとに行う

点検要領	点検頻度	点検箇所	点検方法	廃棄基準
①変形 	日常点検 定期点検	本体	目視	・著しく変形しているもの。
	定期点検	天秤本体	測定機器 (メジャー等)	・長さに対し、変形率0.25%を超えるもの。 (長さ×0.25%を超える変形)。
		吊り環部	測定機器 (ノギス等)	・吊り環部(d)が元の寸法より5%を超える変形があるもの。 ・吊り環部が±3°より曲がっているもの。
②摩耗 	日常点検 定期点検	吊り環部	目視	・吊り環部が著しく摩耗しているもの。
	定期点検	吊り環部	測定機器 (ノギス等)	・摩耗部(h)の寸法を測定し、元の寸法より5%を超える摩耗があるもの。
③傷・き裂 	日常点検 定期点検	全体 溶接部	目視	・傷、き裂があるもの。
	定期点検	溶接部	探傷検査 (必要に応じて)	・磁気探傷検査、またはカラーチェックを行い、傷、き裂があるもの。
④アークストライク 	日常点検 定期点検	全体	目視	・アークストライクがあるもの。 ※アークストライクとは、溶接を開始する際などに、溶接棒を不用意に接触させてしまい、アークを発生させることによって生じる欠陥。
⑤腐食・さび 	日常点検 定期点検	全体	目視 ブラシ	・使用上有害な腐食、さびがあるもの。
⑥表示 	日常点検 定期点検	表示 銘板	目視	・表示（メーカー名、使用荷重等）がはっきり読めないもの。 ・銘板がないもの。

● 摩耗率を求めるために、購入時にサイズを測定してください。 ● 使用開始日より10年を超えるものは、交換を推奨します。